

事 務 連 絡
平成 23 年 10 月 21 日

各都道府県市町村担当部局 御中

総務省自治行政局市町村体制整備課

市町村の合併の特例に関する法律施行令等の一部を改正する
政令の施行について（通知）

市町村の合併の特例に関する法律施行令等の一部を改正する政令（平成 23 年政令第 325 号）は平成 23 年 10 月 21 日に公布され、同日から施行されることとなりました。

貴都道府県におかれましては、下記事項に留意の上、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知願います。

記

1 市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）の一部改正

災害復旧事業費の国庫負担等の特例の対象として、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律が追加された（第三十八条関係）。

2 旧市町村の合併の特例に関する法律施行令（昭和四十年政令第五十二号）の一部改正

災害復旧事業費の国庫負担等の特例の対象として、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律が追加された（第十二条関係）。

以 上